

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第九号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和三十二年広島県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。
第五条の次に次の一条を加える。

（健康被害につながるおそれが否定できない情報の報告）

第五条の二 条例別表第一第七号ハの規定による報告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 製造等が行われた事業所の名称及び所在地
- 二 商品名、形態、製造番号その他の取り扱う食品等を特定する事項
- 三 製造等を行った食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入等の情報であつて健康被害につながるおそれが否定できないものの提供があつた年月日及び提供された情報の内容

四 その他知事が必要と認める事項

第六条中「条例別表第一第七号ハ」を「条例別表第一第七号ニ」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。